

指定介護保険事業所 各位

さいたま市福祉部介護保険課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等による介護保険サービス利用者負担の支払猶予
及び被災者資格確認書について

平素より、本市介護保険事業の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被災地から避難し介護サービスを受給される方の利用料の取り扱いについては、別紙「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成23年3月17日付・平成23年3月22日付 厚労省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)により、下記の要件全てに該当する場合は、利用者に自己負担を請求せず、審査支払機関に利用者負担を含めた10割を請求する取扱い(支払猶予)となりますのでお知らせいたします。

また、被災者が被保険者証をお持ちでない方においても、スムーズに介護サービスを受けられるようにするため、介護認定情報等を記録した別紙「資格確認書」を用意いたしましたので、ご活用いただくようお願いいたします。

記

利用者負担の支払猶予について

【適用要件】

- 1 資格確認書の項目において、被災地住所が別紙、厚生労働省からの事務連絡(3月17日付)の1(1)に記載のある市町村であること。(随時、市町村は追加されています)
- 2 厚生労働省からの事務連絡の1(2)の申立てを行った者であること。

なお、厚生労働省からの事務連絡(3月22日付)にて、主たる生計維持者が行方不明である者又は原子力災害対策特別措置法の規定による避難のための立ち退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行った者についての申立てを行った者についても同様の取扱いとする。

資格確認書について

【主な利用目的】

- 1 被保険者の要介護(要支援)状態を確認のため
- 2 請求先の情報をできる限り収集するため

【資格確認書の取扱い】

- 1 区役所高齢介護課窓口又は貴事業所等で被災者に記入いただき、参考資料として貴事業所施設等で保管していただくこととなります。
- 2 この資格確認書は、さいたま市介護保険課が独自に作成したものです。
- 3 この資格確認書は、国保連合会等、その他関係機関に提出するものではありません。
- 4 この資格確認書は、必要に応じてさいたま市に提出のご協力を求める場合があります。

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設への連絡事項
被災市町村の被保険者が介護サービスを利用する場合の取扱いについては、
別紙 2 の手順に従い、サービスの提供に努めてください。

【担 当】

さいたま市保健福祉局福祉部

介護保険課 介護保険係

電話 048 - 829 - 1264

FAX 048 - 829 - 1981

被災市町村の保険者が介護保険サービスを利用する場合の取扱いについて

被保険者証を持参しているか確認

被保険者証を持参しておらず、他市町村に住所がある場合には、「資格確認書」の様式に必要事項を記入してもらうこと。

既に「資格確認書」を持参している場合には、改めて資格確認書を記載してもらう必要はないので、事業所は資格確認書の写しを保管しておくこと。

適用市町村の有無及び被災状況の確認

参照通知：東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて（平成23年3月17日付 厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）

a 適用市町村の確認

上記、参照通知1(1)を参照のこと。ただし適用市町村については、随時追加されていく予定なので、不明な地域については各区高齢介護課に確認すること。

b 被災状況の確認

上記、参照通知1(2)を参照のこと。

「被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財、又はその他の財産について著しい損害を受けたこと」又は「被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な影響を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと」を理由とした申し立てをしていること。

なお、申し立てについては、「資格確認書」の「被災状況」の欄に記載することで、申し立てをした取り扱いとする。また、申し立ての内容については、給付費の請求に関する書類等に簡潔に記録しておくこと。

住所が他市町村の場合の必要事項の確認

他市町村の保険者に電話等にて、被保険者番号・要介護度区分・認定有効期間等の必要な情報を確認する。（他市町村に確認ができない場合には、本市の各区高齢介護課に相談する。）

電話等により確認した情報は、「資格確認書」に記載し、事業所として資

格確認書（写）を保管しておくこと。
ケアプラン（暫定ケアプラン）を作成しサービス利用を開始

の適用市町村の場合には、利用者の自己負担額の支払を猶予する取扱いとする。

サービス事業所は、当面、5月サービス提供分までは、の対象者に対して自己負担額を請求しない。（「支払猶予」の取扱いとする。）

当該対象者に対する請求手続きについては、以下のとおりとする。

審査支払機関である国保連合会に提出する「介護給付費明細書」には、利用者の自己負担額も含めた10割分を記載する。

（具体的請求の手続き等については、別途、厚生労働省から通知があり次第、連絡する。）

補足事項：平成23年3月22日付 厚生労働省からの事務連絡のとおり、「主たる生計維持者が行方不明の場合」又は「原子力災害特別措置法の規定による避難のための立ち退きに係る内閣総理大臣の指示対象地域であるため避難を行った場合」の申立てを行った場合についても、支払猶予の取扱いとする。
また、「利用料等」の支払猶予については、介護保険サービス費の自己負担額のほかに介護保険施設等における食費・居住費が含まれている点に留意すること。